

原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除について 川崎町（新規）

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により、平成24年5月7日付けで原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、出荷制限が指示されていた川崎町で産出された「原木しいたけ（露地栽培）」について、平成28年12月22日に下記のとおり出荷制限が一部解除されました。

記

1 出荷制限解除の対象

川崎町において産出された「しいたけ」（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち「宮城県きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル（露地栽培編）」（以下「県栽培管理基準」という。）に即して生産され、基準値以下であることが確認された「しいたけ」。

2 解除の対象となる生産者数

川崎町内生産者1名

3 解除後の出荷管理及び検査等

- （1）解除の対象となる生産者は、県の生産者認証登録を受け出荷する（県、町のホームページで氏名等を公表し、農業協同組合、直売所、卸売市場等へ周知）。
- （2）認証登録された生産者が出荷する場合は、出荷物に登録者住所・氏名を表示し併せて認証登録通知の写しを添付する。
- （3）解除された生産者は、県栽培管理基準に基づき、解除ロットごとに1検体の出荷前検査を行う。
- （4）県は出荷期間中に川崎町内で毎月1検体の定期検査を行う。

<参考>

原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限の状況

白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，村田町，*川崎町，丸森町，*仙台市，名取市，*大和町，富谷町，大衡村，*大崎市，*加美町，色麻町，*栗原市，*登米市，石巻市，東松島市，*気仙沼市，*南三陸町（21市町村）

* 一部出荷制限解除：仙台市7名，大和町1名，大崎市3名，登米市5名，南三陸町2名 気仙沼市1名，
加美町4名，栗原市3名，川崎町1名 計27名の生産者

原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除の仕組み

生産者及び生産ロット（植菌年や栽培管理方法等が同一のもの）ごとに、国に対し出荷制限解除の申請を行い、制限解除の指示を受ける。なお、「たけのこ」などのように、地域単位で制限が解除されるものではない。